

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
（当たる翌日）

に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成四年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 河野俊一 東伯郡大栄町大字穂波二七三

森田春夫 倉吉市穴沢四四

石川昌美 倉吉市尾原三一〇

平成四年七月二十五日就任 任期 平成五年三月三十一日まで

- ◆告示 土地改良区の役員の就仕（農村整備課）
- 土地改良区の定款の変更の認可（〃）
- 県営土地改良事業の変更（〃）
- 森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令（二件）
(森林保全課)

保安林の指定の解除予定（〃）

松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令（〃）

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正（水産課）

告示

平成四年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を平成四年八月二十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第七百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定

鳥取県告示第七百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定

規定に基づき、県営土地改良事業（県営畠地帯総合土地改良事業大栄Ⅱ期地区農道整備、区画整理、農業用排水及び暗きよ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年八月二十八日

平成四年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

示する。

平成四年八月二十八日

次

一 区域及び期間

1 区域 總下全域

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

二 縦覧に供する期間

平成四年八月三十一日から二十二日間

平成四年九月二十日から平成五年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な項目

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百十一号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告

鳥取県告示第七百十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成4年8月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間**1 区域**

県下全域

2 期間

平成4年9月二十日から平成5年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成4年8月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字浅井荒神谷二二八一の四・字浅井本谷一九四

四の九（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）**二 保安林として指定された目的****公衆の保健****三 解除の理由**

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成四年九月二十日から平成五年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破碎又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置について破碎を行う場合においても、枝条は焼却すること。破碎については、破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チッパーにより破碎する場合にあっては、十五ミリメートル）以下となること。

3 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る松林の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第七百十五号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成四年八月二十八日から施行する。

平成四年八月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一 経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄中「デッカ受信機」を「GPS受信機」に改め、同項貸付限度額の欄中「デッカ受信機を設置する場合にあつては一台につき百万円」を「GPS受信機を設置する場合にあつては一台につき百三十万円」に改め、同表燃料油消費節減機器等設置資金の項中「低燃費機関」を「漁船用エネルギー環境対応機関」に改める。